

外来生物（魚類）の特徴と選定に際しての留意点（案）

1．特徴

食用や釣り対象として、養殖や開放水面への放流が行われてきており、これまでに、90種以上の外来魚類が我が国に持ち込まれたとの記録があるが、そのうち現在利用されているのは数十種程度と考えられる。

利用されている外来魚類には漁業権が設定されているものと、設定されていないものがあり、その利用量や流通量、利用者の数や形態は様々である。利用の形態としては、いけす内での養殖、開放水面の一部を区画しての養殖、開放水面への放流、人工釣り堀への放流などがある。

近年は、水族館のみならず家庭内でも観賞用の水槽の中で外来魚類が飼育されている。その種類は年々多様化しており、我が国に持ち込まれた観賞用の外来魚類の種類や飼育状況は把握が困難であり、どの程度の流通量や飼育者数があるのかは明らかでない。

鑑賞利用の場合は、水槽内で飼育されるため、規制により管理の徹底を図ることは比較的容易である。

一部の外来魚類については、その排除か有効利用かをめぐってすでに社会的な問題になっており、国民的な関心が高い状況にある。

2．選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

漁業権が設定されている外来魚類については、漁業権の免許状況、利用形態に応じた管理の容易さ、代替性等を踏まえつつ、慎重に検討を行う。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。

3．個別に注目されている生物の取扱いについて

4つの湖に漁業権が設定されているオオクチバスについては、排除か有効利用かを巡って社会的な問題になっており、国民的な関心が高いことから、オオクチバスに係る学識経験者と釣り関係者等により構成される小グループを設け、集中的に検討する体制を作ることとする。

小グループの結論を分類群（魚類）専門家グループに報告する。